

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 0 8

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 要介護・要支援認定調査の委託調査地区追加について
- ごみ処理手数料の減免について
- 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2025年2月）【別紙1】
- 令和6年度日本環境感染学会地域セミナー委員会主催 甲信越・北陸ブロック研修会への参加申込みについて【別紙2】
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和6年12月末現在）

要介護・要支援認定調査の委託調査地区追加について

平素は本市の介護保険事業につきまして格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
長野市では、要介護・要支援認定調査を、令和6年10月1日から指定市町村事務受託法人へ委託しています。このたび、下記のとおり委託調査地区を追加しますので、お知らせいたします。

記

1 委託先

事業所名：ながの介護認定調査センター

住 所：長野市大字栗田2009番地 BBBビル704

電 話：026-217-4753

(受託法人)

法人名：株式会社アール・ツーエス

住 所：福岡県福岡市南区井尻4-2-1 関ビル1F

2 委託調査地区追加時期

令和7年2月3日(月)から

※一部地域については令和7年1月から

3 委託調査対象地区

(1) 現在の対象地区

安茂里地区・篠ノ井地区・川中島地区・松代地区

(2) 追加対象地区

吉田地区、古里地区、柳原地区、浅川地区、朝陽地区、若槻地区、長沼地区、小田切地区、若穂地区、更北地区、七二会地区、信更地区、豊野地区

委託調査対象地区については、今後順次拡大をしていく予定です。なお、申請件数によっては、委託調査対象地区外でも委託調査となることや、委託調査対象地区でも直営調査となる場合があります。

4 留意事項

委託調査となる場合、調査の日程に係る連絡については、調査員個人の携帯電話等から連絡をする場合があります。

5 申請書提出時のお願い

直営調査と委託調査の振り分けが円滑にできるよう、要介護・要支援認定申請書において調査場所が特定できるようご協力をお願いします。

特に、ショートステイ先や転院先での調査など、現在の生活場所又は入院入所先とは異なる場所での調査を希望される場合は、伝達事項欄に調査先の名称や住所等を詳細にご記入ください(詳細は以下を参考)。ただし、入院入所等の期間によっては、調査場所のご希望に添えない場合があります。

また、申請時に申し出がなかった場所での調査となる場合、調査の調整にお時間をいただく可能性がありますので予めご了承ください。

【申請書への記入例】

伝達事項 認定調査はショートステイ先を希望。
(ショートステイ〇〇 長野市大字鶴賀●●番地
ショートステイ期間 10月10日～10月31日)

申請書上部にある、住民票住所、現在の生活場所又は入院入所先欄と異なる場所での調査を希望する場合は、伝達事項欄へ調査場所名称や住所等が分かるよう記載してください。

6 その他

委託調査地区追加直後においては、地区によって、現在よりも調査までの日数に時間を要す場合があります。委託調査地区追加に伴う、エリア見直しによるものとなりますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

特に調査時期に配慮が必要な事情等がありましたら、お手数ですが認定担当までご連絡をいただきますようお願ひします。

また、委託地区追加に伴い、篠ノ井支所・豊野支所・若穂支所については、令和7年1月31日を以って、認定調査員の常駐は廃止となります。篠ノ井支所については、引き続き介護保険課の事務員が常駐しますが、豊野支所及び若穂支所については、2月1日以降、認定調査専用の電話等も不通となりますのでご承知おきください。

問い合わせ先：介護保険課 認定担当

TEL：026-224-7891（直通）

FAX：026-224-5247（直通）

ごみ処理手数料の減免について

家庭ごみ処理手数料の減免制度として、おむつ等を家庭ごみとして集積所に排出している方に対し、「可燃ごみ指定袋」を無料交付しています。

ただし、入所者のおむつ等を家庭ごみとして処理していない（集積所に出していない）施設に入所している方は対象になりません。

ごみ処理手数料減免の内容については以下のとおりです。

対象区分	内容			
紙おむつ等常時使用者・在宅腹膜透析実施者等	対象	<p>市内に住所を有し、「紙おむつの常時使用者」又は「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」で、以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている方 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 ・医師等が発行した紙おむつ又は在宅医療用具の使用を証する書類の交付を受けている方 <p>※施設入所等により「<u>家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合</u>」は対象となりません。（施設によっては、家庭ごみとしてごみ集積所に排出可能な施設もありますので、入所時にご確認ください。）</p> <p>※「紙おむつ」は、リハビリパンツ、尿とりパッド等を含みますが、外出時のみ使用する等、一時的に使用する場合は対象となりません。</p> <p>※「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」とは、医療廃棄物等を1年間に可燃ごみ（大）30ℓ指定袋で、概ね20枚程度を家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が目安となります。</p>		
	交付枚数	対象者	年間交付枚数	
			可燃ごみ（大）30ℓ袋	可燃ごみ（小）20ℓ袋
		紙おむつの常時使用者	60 枚/年	90 枚/年
	多量の医療廃棄物の排出者	20 枚/年	30 枚/年	
交付方法	<p>※申請時に、「（大）30ℓ袋」又は「（小）20ℓ袋」のいずれかの容量を選択していただきます。</p> <p>※年度途中で申請される場合には、申請月によって交付枚数が異なります。</p> <p>初回時は、以下の①～④を持参して申請をお願いします。申請内容を確認の上、原則として、窓口において指定袋をお渡しします。（代理人の申請可、土、日曜・祝日を除く）</p> <p>《申請場所》 生活環境課（第二庁舎3階）、各支所</p> <p>《持参いただくもの》</p> <p>①介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳のうち所持するもの全て</p> <p>②【紙おむつ常時使用者】 紙おむつの使用が確認できるもの 例：領収書又はレシート（申請日以前6ヶ月以内のもの）、医師等が発行した使用を証する書類（有効期限の記載がある場合にはご注意ください）</p>			

【多量の医療廃棄物の排出者】

在宅医療用具の使用が確認できるもの

例：医療機関等の公的な証明書（有効期限の記載がある場合にはご注意ください）

③窓口に来られる方の本人確認ができるもの・・・運転免許証等

※「日常、多量に廃棄されている医療廃棄物」がある場合には、医療廃棄物の内容について、申請書にご記入ください。多量廃棄の実情確認のために、対象者の身体の状態をお聞きしたり、状況によっては、医師の診断書や対象者の状況の陳述書のご提出を求めさせていただくことがあります。

※以降の年度分については、申請内容に基づき、年度末に翌年度分を配送申請先へ配送します。（原則として申請不要）

※変更申請は随時受付しますが、容量・配送先の変更については翌年度分から反映となります。（申請要）

※長期入院や施設入所等により、対象者が要件に該当しなくなった場合には、生活環境課（Tel 026-224-5035）へご連絡ください。なお、交付済み指定袋の未使用分については、返還していただくことがあります。

問い合わせ先：生活環境課

TEL：026-224-5035（直通）



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1344】

口腔連携強化加算に係るリーフレットについて

【要介護・要支援認定者状況】（令和6年12月末日現在 地区別認定者数：21,311人）

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	47	66	100	39	38	43	20	353
第2地区	95	99	203	92	84	112	68	753
第3地区	77	83	164	64	49	78	48	563
第4地区	32	28	49	17	21	31	11	189
第5地区	38	24	62	38	21	35	10	228
芹田地区	202	171	289	147	118	159	94	1,180
古牧地区	126	122	283	121	143	142	97	1,034
三輪地区	174	181	297	116	84	150	83	1,085
吉田地区	147	155	251	106	90	102	83	934
古里地区	116	83	182	95	75	101	42	694
柳原地区	69	35	99	45	40	50	20	358
浅川地区	59	68	129	51	52	52	47	458
大豆島地区	65	63	143	66	50	90	55	532
朝陽地区	84	104	218	106	79	103	66	760
若槻地区	185	166	318	152	119	179	96	1,215
長沼地区	19	13	40	13	17	21	17	140
安茂里地区	213	210	326	142	127	169	87	1,274
小田切地区	14	9	29	9	14	17	7	99
芋井地区	25	7	47	21	22	20	12	154
篠ノ井地区	347	306	563	237	243	372	196	2,264
松代地区	193	176	308	133	127	188	93	1,218
若穂地区	133	94	159	69	73	88	59	675
川中島地区	188	180	340	144	133	196	107	1,288
更北地区	289	205	419	187	156	238	144	1,638
七二会地区	20	21	48	18	27	29	13	176
信更地区	38	24	36	25	24	21	14	182
豊野地区	88	67	172	88	51	85	45	596
戸隠地区	27	10	57	30	38	55	33	250
鬼無里地区	24	10	49	21	23	20	13	160
大岡地区	39	9	27	10	13	13	5	116
信州新町地区	97	28	81	39	55	68	32	400
中条地区	48	7	60	15	33	15	12	190
市外	18	9	37	19	20	32	20	155
合計 (現存者)	3,336	2,833	5,585	2,475	2,259	3,074	1,749	21,311

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市